

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 9 月 8 日

株式会社 A V i C

2023年9月8日

簡易株式交換に係る事前開示資料

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社A V i C
代表取締役社長 市原 創吾

当社は、2023年8月14日付で当社と株式会社FACT（東京都渋谷区恵比寿西1-17-12、以下、「FACT社」といいます。）との間で締結をした株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、FACT社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
株式交換完全子会社となるFACT社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておらず、該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
該当事項はありません。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）
本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

株式会社 AVIC（以下「甲」という。）及び株式会社 FACT（以下「乙」という。）は、2023 年 8 月 14 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社 AVIC
（住所）東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 4 階
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社 FACT
（住所）東京都渋谷区恵比寿西 1-17-12 東京冷機恵比寿ビル 2F

第 3 条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 350 を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 350 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 10 月 1 日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会の決議を求める。

第7条（本株式交換の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第8条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年8月14日

甲： 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル4階
株式会社 AViC
代表取締役社長 市原 創吾



乙： 東京都渋谷区恵比寿西1-17-12 東京冷機恵比寿ビル2F
株式会社 FACT
代表取締役 村上 聡



別紙 2：会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

1. 本株式交換に係る割当の内容

当社を株式交換完全親会社、FACT 社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

	当社 (株式交換完全親会社)	FACT 社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	350
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 350,000 株 (予定)	

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における FACT 社の株主名簿に記載又は記録された FACT 社の株主（以下「本割当対象普通株主」という。）に対し、FACT 社の普通株式に代わり、その所有する FACT 社の普通株式 1 株につき、当社の普通株式 350 株の割合をもって、割当て交付いたします。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。

2. 本株式交換に係る割当て内容の算定の考え方

① 算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、（以下「CPA パートナース」といいます。）を第三者算定機関として選定しました。

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、また、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけではなく過去の平均株価も考慮するため、市場株価平均法を採用しました。当社株式の市場株価平均法においては算定基準日を 2023 年 8 月 9 日として、基準日までの直近 1 週間、直近 1 か月間、直近 3 か月間、及び直近 6 か月間における終値の単純平均値を算定の基礎としております。

採用手法	算定結果 (円)
市場株価平均法	929~998

これに対し、非上場会社である FACT 社の株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関である CPA パートナースに算定を依頼し、算定書に記載された算定結果を参照し、当事者間で慎重に協議の上、決定しました。

なお、CPA パートナースは、FACT 社の株式価値の算定に際して、FACT 社は非上場であり市場株価法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を用いて株式価値の算定をしております。算定の前提とした財務予測には、子会社化後に予測される FACT 社の経営成績及び財政状態を用いております。

FACT 社の将来キャッシュフロー予想については、FACT 社の作成した事業計画を基礎として、当該事業計画に対してより保守的な前提を用いた上で作成しております。FACT 社の今後の成長が見込まれるものの、保守的な前提に基づく業績予想を作成していることから、結果的に、2024 年 9 月期から 2025 年 9 月期にかけては大幅な減益予想となっております。なお、本株式交換契約における FACT 社の株式価値の計算の基準日が含まれる 2023 年 9 月期の FACT 社の業績は、2022 年 9 月期対比で外注費等の削減により大幅な増益予想となっております。

上記方式において算定された FACT 社の 1 株あたり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
DCF 法	346,595～393,169

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、交渉を行った結果、FACT 社株式 1 株に対して、当社株式 350 株を割当てることと決定いたしました。

なお、CPA パートナーズは、FACT 社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、FACT 社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、FACT 社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

② 算定機関に関する事項

当社の第三者算定機関である CPA パートナーズは、当社及び FACT 社の関連当事者に該当せず、当社及び FACT 社との間で重要な利害関係を有しません。

3. 当社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条第 2 項の規定に従い、当社が別途適当に定める額といたします。かかる取扱いについては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

事業報告

（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 会社の状況に関する事項

当期における当社を取り巻く日本経済は新型コロナウイルス感染症等の影響により見通しが不透明でした。そのような経済環境の中、引き続き社会全体のデジタル化が加速しております。企業活動においては、デジタル化に伴って発生するビジネス機会やリスクに対応するための情報発信が重要になっており、当社の提供するサービスへのニーズはより一層高まっているものと認識しております。

こうした環境の下、当社はデジタル領域におけるコンサルティング事業を提供しております。当該事業領域におけるクライアントニーズに応えた結果、当社の業績は、売上高は401,871,179円、営業利益は941,678円、経常利益は1,241,726円、当期純利益は997,924円となりました。

【計算書類】

貸借対照表
(2022年9月30日 現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,104,796	流動負債	49,849,548
現金及び預金	8,339,446	買掛金	43,214,203
売掛金	472,909,650	未払費用	1,727,868
未収入金	474,700	未払金	1,199,219
		未払法人税等	35,000
		預り金	3,673,258
		負債合計	49,849,548
		(純資産の部)	
		株主資本	6,255,248
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	5,255,248
		その他利益剰余金	5,255,248
		繰越利益剰余金	5,255,248
		純資産合計	6,255,248
資産合計	56,104,796	負債・純資産合計	56,104,796

損 益 計 算 書

〔 自 2021年10月1日 〕
〔 至 2022年9月30日 〕

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		401,871,179
売上原価		330,757,785
売上総利益		71,113,394
販売費及び一般管理費		70,171,716
営業利益		941,678
営業外収益		
受取利息	48	
雑収入	300,000	300,048
経常利益		1,241,726
税引前当期純利益		1,241,726
法人税、住民税及び事業税	243,802	243,802
当期純利益		997,924

株主資本等変動計算書
〔自 2021年10月1日〕
〔至 2022年9月30日〕

(単位：円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,000,000	4,257,324	4,257,324	5,257,324	5,257,324
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	997,924	997,924	997,924	997,924
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	997,924	997,924	997,924	997,924
当 期 末 残 高	1,000,000	5,255,248	5,255,248	6,255,248	6,255,248

【個別注記表】

(重要な会計方針)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 収益及び費用の計上基準

収益については実現主義により、費用については発生主義により計上

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,000 株